

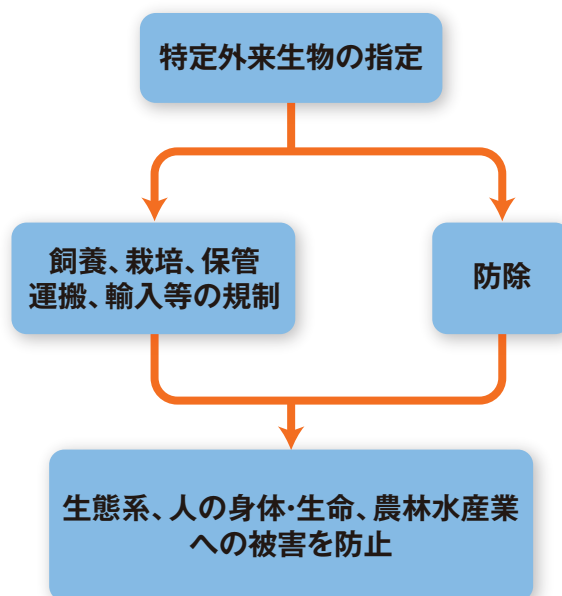
第3章

外来生物法

3-1 外来生物法の目的

平成17(2005)年6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。)は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的としています。

なお、以降の説明は、令和4(2022)年5月に成立した外来生物法の一部を改正する法律(令和4年法律第42号)による改正内容を反映したものとします。



3-2 特定外来生物の定義

●「特定外来生物」とは、外来生物(外来種のうち海外由来の生物)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。

なお、特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。



3-3 | 特定外来生物で規制されている事項

特定外来生物に指定されたものについては、以下の項目について規制されています。

●飼養等（飼育、栽培、保管及び運搬）することが原則禁止されています。

注）学術研究、展示、教育、生業の維持等の目的で行う場合で、適切に取り扱うことができると認められる場合については、許可を得ることで飼養等を行うことが可能です。

●輸入することが原則禁止されています。

注）あらかじめ学術研究、展示、教育、生業の維持等の目的で飼養等（飼養・栽培・保管・運搬）をする許可を受けている者に限り、輸入することができます。

●野外への放出等（放出、植栽、又は播種）をすることが原則禁止されています。

注）放出等をする許可を受けている者等は、放出等を行うことができます。

●有償・無償問わず、譲渡し等（譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り）をすることが原則禁止されます。

注）許可を受けて飼養等する者、又はしようとする者の間において、その飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等を行う場合を除きます。

●許可を受けて飼養等をする場合、特定外来生物ごとにあらかじめ定められた「特定飼養等施設」内のみでしか飼養等はできません。

万一、特定外来生物が野外に逸出し定着した場合、生態系、人の生命・身体、農林水産業に対して、取り返しのつかない深刻な悪影響を及ぼす可能性があります。そのため、違反内容によっては懲役や罰金が課せられます。

※条件付特定外来生物（アカミミガメ・アメリカザリガニ）については、一部の規制が適用除外されます。

〈特定外来生物で規制される事項〉



3-4 | 飼養等に関する手続き

飼養等（飼養・栽培・保管・運搬）をすることは原則として認められませんが、学術研究、展示、教育等の他、公益上必要であると認められる目的で行う場合については、主務大臣の許可を得ることで飼養等を行うことが可能です。

注）以下に該当する場合等は、外来生物法に基づく飼養等許可の手続きの必要はありません。

- ① 国又は地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い、緊急に引取、処分するために一時的に保管又は運搬をするものである場合
- ② 防除の確認・認定を受け、申請の範囲内で、防除時に生じる捕獲個体の生きたままの保管又は運搬をするものである場合
- ③ 鳥獣保護管理法に基づいて捕獲等をした特定外来生物を処分するために一時的に保管又は運搬をする場合

飼養等の許可を受けるためには、特定外来生物ごとに定められている飼養等の基準に見合った施設を用意するなどの準備を行い、「特定外来生物飼養等許可申請書」を用いた申請書類を作成した上で、主務大臣（環境大臣及び農林水産大臣）に対して申請を行う必要があります。

主務大臣は、申請があった場合、飼養等をする施設や管理体制などについて、基準に基づき審査を行い、適正に飼養等ができると判断された場合において、飼養等の許可をします。

許可された場合は、許可証が発行されますが、許可証には条件として、許可の有効期限、飼養等するときに守らなければならない注意事項などが記載されているほか、飼養等できる数量の上限が記載されています。これらの条件に違反することは法律違反となり、罰則の対象となる可能性があります。

なお、哺乳類・鳥類・爬虫類については、原則として個体ごとに識別措置を実施する必要があります。個体ごとの識別措置を実施しない場合は、特定飼養等施設への許可標識の掲出などが必要とされています。

3-5 | 特定外来生物の防除

特定外来生物による被害がすでに生じている場合又は生じるおそれがある場合で、必要であると判断された場合は、特定外来生物の防除を行います。

国や都道府県は防除の公示を行うことにより、市町村(※)は国の確認を受けることにより、民間団体等は国の認定を受けることにより、外来生物法に基づく防除を行うことができます。

(※)国や都道府県と協力して防除の一部を行う場合は、国や都道府県の公示に市町村名を記載することで、国の確認なしに外来生物法に基づく防除を行うことができます。

1 防除に関する基本的な事項

「特定外来生物被害防止基本方針」(令和4(2022)年9月20日 閣議決定)では、被害を及ぼしたり、及ぼすおそれがある特定外来生物については、各主体の役割と連携に沿って、相互に連携・協力しながら、必要に応じ防除を実施することとされています(第4参照)。

この際、「計画的かつ順応的」に、「関係者との連携」のもと、「科学的知見に基づき」行うこと、「費用対効果や実現可能性の観点からの優先順位を考慮して、効率的かつ効果的に実施すること」等とされています。このため、適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいて適正な目標設定を含め、防除実施計画を策定し、防除開始後もモニタリングを行って、防除実施計画にフィードバックさせることなどが重要とされています。また、鳥獣保護管理法に基づく狩猟や被害防止目的での捕獲と連携することが重要とされています。

なお、防除で捕獲された生物を殺処分する場合には、極力苦痛を与えないような方法で処分することになります。このような事態が繰り返されないためにも、外来生物を放したり、逃がしたりしないように普及啓発等をしていくことが最も大切です。

2 都道府県における防除

都道府県は、当該防除の内容をインターネット等の手段を活用して公示することで、外来生物法に基づく防除を行うことができます。この際、その一部を市町村が行う場合は、都道府県の公示にその旨を記載することで、市町村においても国の確認手続きなしに防除を行うことができます。

3 市町村、民間による防除

国は確認・認定の基準を外来生物法施行規則で定めることとなっており、市町村や民間団体が防除を実施する場合には、防除実施計画を策定し、その内容が確認・認定の基準に示された要件に適合していれば、主務大臣による確認・認定を受けて、外来生物法に基づく防除を行うことができます。

防除の確認、認定の基準の詳細については、特定外来生物被害防止基本方針第43(3)及び外来生物法施行規則を御覧下さい。

4 外来生物法に基づく防除のメリット

防除の際には、捕獲した個体を生きたまま保管・運搬せざるを得ない場合がありますが、その場で殺処分できる場合を除き、特定外来生物を生きたまま運搬することは法律違反になってしまいます。しかし、3)、4)のような外来生物法に基づく防除の手続を行うことで、それらの行為が適法に実施可能になります。

他にも、外来生物法に基づく防除には、次のようなメリットがあります。

- 地方公共団体は防除に必要な限度において、他人の土地や水面で特定外来生物の捕獲等、放出等を行い、又は捕獲等の支障となる立木竹を伐採することができる。(調査のための立入については、国や地方公共団体は防除の手続き前でも実施可能。)
- 国立公園特別保護地区及び同公園特別地域において、自然公園法に基づく許可を受けずに特定外来生物の防除が可能
- 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域において、自然環境保全法に基づく許可を受けずに特定外来生物の防除が可能
- 防除の確認・認定を受けた防除については、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可を受けずに実施をすることが可能
- 防除の原因となった行為をした者がいた場合に、防除費用の全部または一部をその者に負担させることが可能

外来生物法に基づく特定外来生物の防除については、複数年にわたる防除実施計画の確認・認定を受けることができるため、農林水産業等の被害発生を受けて捕獲する防除だけではなく、被害未発生時の予防的に行う防除や、野外からの根絶を含め、計画的な防除に適した制度です。

特定外来生物の防除と鳥獣保護管理法における許可捕獲及び狩猟

	外来生物法	鳥獣保護管理法	
	防除の確認・認定に基づく防除	許可捕獲	狩猟
目的	特定外来生物による生態系や人の生命・身体、農林水産業への被害の防止	学術研究、鳥獣の管理（農林水産業等の被害防止を含む）等	問わない
鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可	防除の確認・認定を受ければ許可は不要	都道府県知事または市町村長等の許可が必要	不要
捕獲対象	特定外来生物 ※防除の対象種類以外が捕獲された場合は放獣の必要性あり	狩猟鳥獣以外を含む全種及び卵	狩猟鳥獣（46種） ※卵、ひなを除く
捕獲方法	防除実施計画書で定めた捕獲方法 （ただし、外来生物法第12条により適用除外とされていない規制については鳥獣保護管理法に基づき行う）	法定猟法以外も可 （危険猟法の禁止等の制限はある）	法定猟法
実施期間	複数年の計画策定が可能 （通年可能）	許可された期間 （通年可能）	狩猟期間（11/15～2/15） （※地域によって異なる場合あり）
捕獲実施者	適切な知識及び技術を有していると認められる者であれば狩猟免許非所持者も可能 例）自治体が開催した狩猟講習会に参加し修了証書を受領した者	申請をして許可を受けた者 （狩猟免許を所持していなくても可能となる場合がある）	狩猟者 （狩猟免許を取得し、都道府県で狩猟者登録（狩猟税の支払）をした者）
その他	防除に伴う特定外来生物の保管・運搬についても、飼養等許可を受けず実施可能	鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲に伴う一時的な保管・運搬については、外来生物法に基づく手続きは不要	鳥獣保護管理法に基づく狩猟に伴う一時的な保管・運搬については、外来生物法に基づく手続きは不要

Q： 侵略的外来種が発見されたのですが、まだ具体的な被害が出ていないのでしばらく様子を見たいと考えています。

A： 外来種対策を実施する場合には、「予防原則」に基づいて行うことが重要です。早期発見・早期防除により低コスト・短期間での防除が可能となり、根絶につながり、生態系等への被害を最小限に抑えることができます。

被害が顕在化するようになった時には、すでにその地域には相当数の外来種が生息していると考えられます。そのような状態になってからの防除を行うには、長期間にわたって予算的・人的なコストが必要となります。また、外来種を根絶できたとしても、在来の生態系の回復にはさらに長い時間を要することになります。

侵略的外来種の初期対応の必要性は、火災における初期消火の重要性に喩えられます。燃え始めは少ない労力で消火でき、被害も小さくて済みます。しかし、燃え広がるにつれて消火は急速に困難になり、被害も加速度的に大きくなります。

火災では「火の用心・初期消火」が重要なように、外来種対策でも「早期発見・早期防除」が重要です。

Q： 早期防除が必要であるとしても、被害が発生しなければ予算がつきません。

A： 「予防原則」の重要性を内外の関係者に理解してもらうためには、各自治体の環境基本計画や生物多様性保全のための地域戦略の中で、外来種対策における予防原則の重要性をきちんと位置づけておくことが必要です。また、地域の外来種リストを作成しておくことで、具体的にどのような外来種の侵入・定着が想定されるのかを予測することが可能となり、いざというときに速やかな対応が可能になります。

被害が発生するのを待ってから対応するのでは、結果的に長期にわたって高いコストを負担し続けなくてはならなくなることは明らかです。また、地域の生物多様性という大切な財産まで失いかねません。外来種防除の予算は、生物多様性保全や地域の生態系保全に関する事業、農業被害対策、生活環境被害防止対策、公園管理、河川管理、地域の活性化事業、雇用対策事業などに関連付けて確保することも可能であると考えられますので、それぞれの自治体で工夫することが期待されます。

Q：自分達の自治体の範囲で防除しても、隣接する自治体が防除をしなければ、効果は無いのではないですか？

A： 広い範囲に分布する外来種については、自分達の自治体の範囲でどれだけ捕っても近隣から次々に入ってくる事態になりがちです。しかし、何もしなければ、分布がさらに拡大して被害が増加してしまいます。

移動能力が高く広く動き回るような外来種の場合、防除は広域で一斉に実施することが望まれます。周辺自治体に連携を呼びかけたり、市町村の自治体であれば都道府県に相談したりするなど、より広域での対策について調整を行うことも重要です。

また、現在は自分達の自治体では被害がなくても、近隣の自治体で被害が生じている場合は、すでに自分達の自治体内にも外来種が侵入している可能性が高く、近い将来同じような被害が発生する可能性がありますので、あらかじめ防除の体制や計画策定、周辺住民への普及啓発等を実施しておくことが有効です。

各々の自治体が責任を持って防除することが、全体として被害を最小限にとどめること、それ以上の拡大を抑制することにつながります。

Q：外来種を捕っても捕っても減らないのですが…

A： 外来種の生息数を減らすためには、毎年、増加する個体数を上回る数を捕獲しなければなりません。しかし現実的には、捕獲数が増加数を下回っているケースが見受けられます。これまでの捕獲結果などを踏まえて、減らすために必要な捕獲数を検証し、十分な捕獲努力を継続することが重要です。

兵庫県が行ったアライグマの捕獲に関するシミュレーションの結果によると、生息数の40%程度の捕獲では生息数の増加を抑制することはできず、生息数の50%以上を毎年捕獲した場合は生息数を減少させることができることが示されています。つまり、理論的にある一定数以上捕獲しないとせっかく捕獲しても効果が上がらないことがわかっています。

アライグマについては、環境省が作成した「防除の手引き」が公表されています(下記URL)。上記に記したシミュレーションのデータも示されていますので、詳細はこちらを参照してください。

- ・アライグマ防除の手引き(計画的な防除の進め方)

https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/araiguma_tebiki_kansei.pdf

なお、その他の外来種の防除の手引きや防除マニュアルについては、下記サイトよりご参照ください。

- ・防除に関する手引き(防除マニュアル)

<https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/tebiki.html>

Q：防除で捕獲した動物はどのように処分すればよいですか？

A： 動物の種類に応じて、関連法令（動物愛護管理法、外来生物法等）に留意しながら適切に処置することが必要です。ここでは、主に哺乳類や鳥類、カメなどの爬虫類を想定して回答します。

防除で捕獲した動物については、殺処分を想定することが基本となります。

生き物を殺すことに抵抗を感じるかもしれませんが、防除では多数の動物が捕獲されることから、その全てを適切に飼養し続けることは現実的には困難です。長期的な見通しをもって冷静に判断することが必要です。

動物愛護管理法の第44条では、愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけることが禁止されています。なお、人の占有していない野生の外来種については、動物愛護管理法の対象とはなりませんが、その処分に当たっては、できる限り対象となる動物に苦痛を与えない方法をとるようにしましょう。

【参考】環境省ウェブサイト 動物の殺処分方法に関する指針

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/shobun.pdf

殺処分の方法としては、哺乳類の場合には銃や電気止めさし機を使用するほか、薬剤や二酸化炭素を用いた手法が一般的です。なお、殺処分後の処理方法とコストについても検討しておくことが必要です。

生き物を殺すことについて反発の声が上がることも想定されますが、外来種の防除では、生き物をみだりに殺しているわけではなく、在来の生物の命を守るなど、生態系等の保全のために必要な行為であることを地域住民に理解してもらうために、事業の目的やその効果を説明することも必要です。

●特定外来生物防除等対策事業

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に向けて、地方公共団体が主体的に取り組む下記の事業について、交付金により支援します。

(1) 特定外来生物防除事業（交付率1/2）

(2) 特定外来生物早期防除計画策定事業（定額、上限250万円※）

(3) 外来種対策戦略検討等事業（定額、上限250万円※）

※ただし、定額を超える事業費分は1/2以内。

交付要綱等の交付金に関する詳細については、環境省よりお知らせします。

各法令との関連性について

シカ、イノシシ、サル、クマなどの在来の野生動物及びアライグマ等の外来動物等の分布域の拡大や生息数の増加などによる農林水産被害、市街地等への出没による生活環境被害及び生物多様性・生態系への影響など、鳥獣と人との軋轢による問題が深刻です。このため、鳥獣被害防止特別措置法、鳥獣保護管理法及び外来生物法の法令等に基づき、都道府県及び市町村と国が連携しながら、各地域において、鳥獣による問題解決に向けた取組を適切に実施することが重要です。

●鳥獣被害防止特別措置法（農林水産省）

平成19年（2007）年12月に制定され、その後、累次にわたって被害対策及び担い手の確保、捕獲の一層の推進及び捕獲鳥獣の利活用の推進等を図るため、法改正されています。鳥獣による農林水産業等への被害状況を踏まえ、市町村、関係機関及び農林漁業者等が中心となって取り組む様々な被害防止の取組について総合的に支援することとされています。

●鳥獣保護管理法（環境省）

我が国の近代法制としての狩猟制度は明治6（1873）年に制定された「鳥獣猟規則」にはじまり、その後平成14（2002）年の全部改正、「管理」の追加や新事業の創設を含む平成26（2014）年の改正などを経て今に至ります。

本法律では、生息数の増加・維持や生息地の拡大・維持のための「保護」と生息数の減少や生息地の縮小のための「管理」を図るほか、狩猟に伴う危険の予防をすることとされています。

●外来生物法（環境省）

特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的にしています。そのために、これらの被害を及ぼし又は及ぼすおそれのある海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、運搬、譲渡し、譲受け、放出、輸入等といった取扱いを規制するとともに、特定外来生物の防除等を行うこととしています。

鳥獣被害防止特別措置法 (農林水産省)

平成19年12月21日
最終改正 令和3年6月16日

【目的】

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もって農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。《法抜粋》



農林水産大臣が被害防止施策の「基本指針」を作成



基本指針に則して、市町村が「被害防止計画」を作成

《被害防止計画に掲げる内容》

- ・対象鳥獣の種類及び被害防止計画の期間等
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
- ・対象鳥獣の捕獲等に関する事項
- ・侵入防止柵の設置等に関する事項
- ・生息環境管理その他の被害防止施策に関する取組
- ・対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項
- ・捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項
- ・捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
- ・被害防止施策の実施体制に関する事項
- ・その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

《鳥獣被害対策実施隊》

- ・活動内容は、捕獲活動、侵入防止柵の設置、その他の被害防止計画に基づく被害防止施策の実施
- ・市町村長が隊員を任命又は指名
- ・狩猟税は、非課税(主として捕獲に従事する者)
- ・公務災害の適用(民間の隊員(非常勤の公務員))
- ・猟銃所持許可の更新等における技能講習が免除
- ・ライフル銃の所持許可の特例

鳥獣保護管理法 (環境省)

平成14年7月12日
最終改正 平成26年5月30日

【目的】

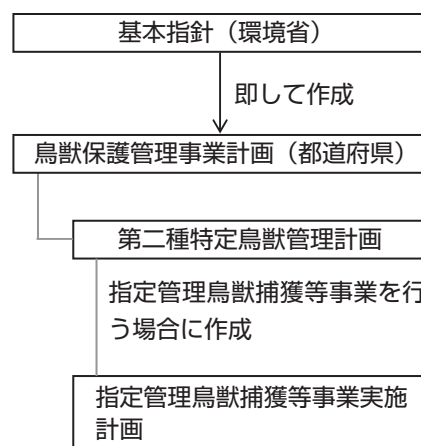
鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保(生態系の保護を含む。)、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資すること



環境大臣が「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」を作成



この「基本指針」に則して、都道府県が「鳥獣保護管理事業計画」を作成



※ 鳥獣保護管理法における事務は、原則都道府県の自治事務であるが、地方自治法及び鳥獣被害防止特措法に基づき権限移譲されている場合には、市町村長が「捕獲許可(被害防止目的の捕獲等)」を出すことも可能

外来生物法 (環境省)

平成16年6月21日
最終改正 令和4年5月18日

【目的】

特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資すること



特定外来生物被害防止基本方針」を作成各主体の役割と連携等について記載。



外来生物法に基づく防除を行う場合、都道府県は防除の公示(※1)を行い、市町村は防除の確認を、民間団体等は防除の認定(※2)を受けることで実施できる。この場合、本法律や鳥獣保護管理法等による規制の適用除外になるなど、特例措置がある。

※1 都道府県は防除の内容をインターネット等の手段を活用して公示することで、外来生物法に基づく防除を行うことが可能。

※2 防除の確認・認定を受けるには、防除対象種や防除実施区域・期間等を記載した申請書を提出するとともに、防除手法、防除の目標等を記載した防除実施計画等を添付する必要がある。